

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

(下線は変更部分)

新	旧
建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準	建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
一 趣旨 省略	一 趣旨 省略
二 総則	二 総則
1 監督処分の基本的な考え方 省略	1 監督処分の基本的な考え方 省略
2 監督処分の対象	2 監督処分の対象
(1) 地域 省略	(1) 地域 省略
(2) 業種	(2) 業種
<p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた<u>業種について</u>処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。</p>	<p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。</p>
(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分	(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分
<p>建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、<u>公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）</u>に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。</p>	<p>建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、<u>公共工事の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）</u>に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。</p>
3 監督処分等の時期等	3 監督処分等の時期等

(1) 省略

(2) 賄賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求める内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3)～(4) 省略

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

(1)～(2) 省略

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 省略

② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5～6 省略

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

①～② 省略

(1) 省略

(2) 賄賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求める内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3)～(4) 省略

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

(1)～(2) 省略

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 省略

② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示書分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5～6 省略

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

①～② 省略

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 省略

(2) (1) 以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3)～(4) 省略

2 具体的基準

原則として次のとおり運用するものとする。

(1) 許可業者に対する基準

適用区分	処分内容
(1) 公衆危害	

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 省略

(2) (1) 以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行った場合

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(3)～(4) 省略

2 具体的基準

原則として次のとおり運用するものとする。

(1) 許可業者に対する基準

適用区分	処分内容
※ (3) ①から移動	

① 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められるとき	7日以上の営業停止		
② ①以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるとき	指示処分		
③ 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがある場合	危害防止措置の勧告・必要に応じ指示処分		
④ ③の指示処分に従わない場合	7日以上の営業停止		
⑤ 違反行為が建設資材に起因するものであると認められる場合	必要に応じ指示処分		
(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）		(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）	
① 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合	1年間の営業停止	a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者以下同じ。）が刑に処せられた場合	1年間の営業停止
② 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上の営業停止	b a以外の場合	60日以上の営業停止
③ ①又は②以外の場合	60日以上の営業停止	この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上の営業停止

<p>④ 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）</p> <p>⑤ ①～④により営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間に①～④に該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合</p>	<p>30日以上の営業停止</p> <p>①～④にかかるわらずそれぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して1年を超えない範囲での営業停止</p>	<p>c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）</p> <p>d a～cにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合</p>	<p>30日以上の営業停止</p> <p>a～cにかかるわらずそれぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して1年を超えない範囲での営業停止</p>
<p>(3) 請負契約に関する不誠実な行為</p> <p><u>建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。</u></p> <p>① 虚偽申請</p> <p>ア 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行った場合（イに規定される場合を除く。）</p>		<p>(2) 請負契約に関する不誠実な行為</p> <p>① 虚偽申請</p> <p>i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行った場合（iiに想定される場合を除く。）</p>	

	i 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合 この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があった場合	30日以上の営業停止		ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合 この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類財務諸表等の内容に虚偽があった場合	30日以上の営業停止
	※(5)へ移動	45日以上の営業停止		45日以上の営業停止	
	②主任技術者等の不設置等				
ア	建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかった場合（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）	15日以上の営業停止		i 建設業者が建設業法第22条の規定に違反した場合 ii 元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状がある場合	15日以上の営業停止 営業停止期間の必要な軽減
イ	技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合	30日以上の営業停止		③主任技術者等の不設置等 i 建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかった場合（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。）	15日以上の営業停止

<p>ウ 工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、建設業法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合</p>	<p>指示処分</p>	<p>ii 工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同条第3項に規定する専任義務に違反する場合</p>	<p>指示処分</p>
<p>エ ウの指示処分に従わない場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>	<p>iii ii の指示処分に従わない場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>
<p><u>※ (6) ①へ移動</u></p>		<p>iv 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合</p>	<p>書面による 当該技術者 変更の勧 告・必要に 応じ指示処 分</p>
<p><u>※ (6) ②へ移動</u></p>		<p>v iv の指示処分に従わない場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>
<p>③ 粗雑工事等による重大な瑕疵</p>		<p>④ 粗雑工事等による重大な瑕疵</p>	
<p>ア 施工段階で手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合</p>	<p>15日以上 の営業停止</p>	<p>施工段階で手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>
<p>イ アについて、低入札価格調査が行われた工事である場合</p>	<p>30日以上 の営業停止</p>		
<p>④ 施工体制台帳等の不作成</p> <p>施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠った場合、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行った場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>	<p>⑤ 施工体制台帳等の不作成</p> <p>施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行った場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>
<p><u>※ (7) へ移動</u></p>		<p>⑥ 無許可業者等との下請契約</p>	
		<p>i 建設業者が、情を知って、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結した場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p>

		<p>ii 建設業者が、情を知って、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した場合（当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対して）</p>	7日以上の営業停止
※ (1) へ移動		(3) 事故	
		① 公衆危害	
		i 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったため、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	7日以上の営業停止
		ii i 以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められる場合	指示処分
		iii 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがある場合	危険防止措置の勧告・必要に応じ指示処分
		iv 指示処分に従わない場合	7日以上の営業停止
		② 工事関係者事故	
		i 役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合	指示処分
		ii 工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	3日以上の営業停止
(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反		(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反	

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

ア 役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合

イ 工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合

② 建設工事の施工等に関する法令違反

ア 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合
それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合

b 省略

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められる場合

イ 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合
それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合

ウ 特定商取引に関する法律違反

指示処分

3日以上の営業停止

7日以上の営業停止

3日以上の営業停止

指示処分

7日以上の営業停止

3日以上の営業停止

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

※ (3) ②から移動

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合
それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合

b 省略

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合
それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合

iii 特定商取引に関する法律違反

7日以上の営業停止

3日以上の営業停止

7日以上の営業停止

3日以上の営業停止

	a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合 b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合 同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止 指示処分 3日以上の営業停止	a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合 b 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合 同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止 指示処分 3日以上の営業停止
二 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反	a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合 b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合 同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止 指示処分 3日以上の営業停止		
③ 信用失墜行為等	ア 法人税法、消費税法等の税法違反		② 役員等による信用失墜行為等 イ 法人税法、消費税法等の税法違反	

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止	役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止
i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等 役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	7日以上の営業停止	ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定を除く。）等 役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	7日以上の営業停止
④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反 ア 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止	③ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反 i 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	7日以上の営業停止 3日以上の営業停止
イ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合 指示処分に従わない場合	指示処分 3日以上の営業停止	ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合 指示処分に従わない場合	指示処分 3日以上の営業停止
(5) 一括下請負等		※(2)②から移動	
① 建設業者が建設業法第22条の規定に違反した場合 元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状がある場合	15日以上の営業停止 営業停止期間の必要な減軽		

<p>② 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反した場合</p>	<p><u>15日以上</u> の営業停止</p>	
<p>(6) 主任技術者等の変更</p> <p>① 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合</p> <p>② ①の指示処分に従わない場合</p>	<p>書面による 当該技術者 変更の勧 告・必要に 応じ指示処 分</p> <p>7日以上の 営業停止</p>	<p>※ (2) ③iv及びvから移動</p>
<p>(7) 無許可業者等との下請契約</p> <p>① 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結した場合 建設業者に酌量すべき情状がある場合</p> <p>② 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した場合 (当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対して) 建設業者に酌量すべき情状がある場合</p> <p>③ 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結した場合</p>	<p>7日以上の 営業停止</p> <p>必要な減輕 7日以上の 営業停止</p> <p>必要な減輕 7日以上の 営業停止</p>	<p>※ (2) ⑥から移動 (条項を分割)</p>
<p>(8) 履行確保法違反</p> <p>① 履行確保法第5条の規定に違反した場合 指示処分に従わない場合</p> <p>② 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合</p>	<p>指示処分 15日以上の 営業停止 指示処分</p>	<p>(5) 履行確保法違反</p> <p>a 履行確保法第5条の規定に違反した場合 指示処分に従わない場合</p> <p>b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合</p>

指示処分に従わない場合	7日以上の 営業停止	指示処分に従わない場合	7日以上の 営業停止		
(2) 無許可業者に対する基準			(2) 無許可業者に対する基準		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">適用区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">処分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> (1) 契約締結の過程に関する法令違反 <ul style="list-style-type: none"> ① 刑法違反（詐欺罪） <ul style="list-style-type: none"> ア 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ情状が重い場合 イ ア以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a 代表権のある役員等が刑に処せられた場合 b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合 c a又はb以外の場合 </td></tr></tbody></table>	適用区分	処分内容	(1) 契約締結の過程に関する法令違反 <ul style="list-style-type: none"> ① 刑法違反（詐欺罪） <ul style="list-style-type: none"> ア 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ情状が重い場合 イ ア以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a 代表権のある役員等が刑に処せられた場合 b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合 c a又はb以外の場合 		
適用区分	処分内容				
(1) 契約締結の過程に関する法令違反 <ul style="list-style-type: none"> ① 刑法違反（詐欺罪） <ul style="list-style-type: none"> ア 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ情状が重い場合 イ ア以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a 代表権のある役員等が刑に処せられた場合 b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合 c a又はb以外の場合 					
<ul style="list-style-type: none"> ② 特定商取引に関する法律違反 <ul style="list-style-type: none"> ア 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合 	<p>最高1年間の営業停止</p> <p>原則90日以上の営業停止</p> <p>原則60日以上の営業停止</p> <p>原則30日以上の営業停止</p> <p>原則7日以上の営業停止</p> <p>原則3日以上の営業停止</p>				

 | | | 適用区分 | 処分内容 | | |--|------|--| | (1) 契約締結の過程に関する法令違反 <ul style="list-style-type: none"> ① 刑法違反（詐欺罪） <ul style="list-style-type: none"> i 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ情状が重い場合 ii i以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> i 以外の場合において、代表権のある役員が刑に処せられた場合 ii 以外の場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合 | | | || - ② 特定商取引に関する法律違反 - i 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合 - それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合 | 最高1年間の営業停止 原則30日以上の営業停止 原則90日以上の営業停止 原則60日以上の営業停止 原則7日以上の営業停止 原則3日以上の営業停止 | | |
 | |

	i 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合 同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	原則指示処分 原則3日以上の営業停止	ii 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合 同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合	原則指示処分 原則3日以上の営業停止
(2)	軽微ではない工事を無許可で請け負った場合 <u>建設業法第3条第1項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で工事1件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあっては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合</u>	原則3日以上の営業停止	(2) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合 無許可で工事1件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあっては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合	原則3日以上の営業停止
(3)	粗雑工事等による重大な瑕疵 ① 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合 ② ①について、低入札価格調査が行われた工事である場合	原則15日以上の営業停止 原則30日以上の営業停止	(3) 粗雑工事等による重大な瑕疵 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合	原則3日以上の営業停止

四 その他

- ①～③ 省略
④ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

四 その他

- ①～③ 省略

附 則

1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年1月1日から適用する。

2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、
施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の
例による。

別表 省略

附 則

1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

1 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

別表 省略